

11月の市税ごよみ

20日(火) 市県民税第3期分、  
国民健康保険税第4期分の  
督促状の発送  
30日(金) 国民健康保険税第5  
期分の納期限

※督促状1通につき100円  
督促手数料をいただきます。  
※口座振替をご利用の方は、  
納期限日の預金残高にご注  
意ください。

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災  
などで生計を維持していた父  
母等が死亡・障害(1級)の  
状態となった児童の福祉を増  
進するため、県では災害遺児  
福祉手当を支給しています。

支給対象者

義務教育修了前または高等  
学校に在学する遺児の保護者

支給額(月額)

遺児1人につき3000円

問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課  
子育て支援係

TEL 0897-52-1370

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

人工内耳用電池が給付対象  
になりました

10月1日から西条市障害者  
日常生活用具給付事業の対象  
品目に「人工内耳用電池」が  
加わりました。

対象者

聴覚障害の方で、  
人工内耳を装着している方

給付上限額(月額)

2000円

申請先

○市庁舎別館社会福祉課  
障害者福祉係

TEL 0897-52-1214

FAX 0897-52-1294

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

愛媛県最低賃金の改正

愛媛労働局では、県内すべ  
ての労働者に適用される愛媛  
県最低賃金を改正し、10月24  
日から施行しました。

10月24日以降分最低賃金

1時間 654円以上

問合せ

○愛媛労働局賃金室

TEL 089-935-5205

○新居浜労働基準監督署

TEL 0897-37-0151

秋季全国火災予防運動  
11月9日(金)~15日(木) 実施

消すまでは 出ない行かない 離れない

平成24年度全国統一防火標語

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに  
当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者  
および財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」  
である11月9日から1週間の日程で実施されています。

消防本部では、防火ポスターによる啓発や商店街の立入検査  
を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会等の行事を  
計画しています。



●3つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない。
- 2 家の周りに燃えやすい物を置かない。
- 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 避難経路はいつも整理整頓をする。
- 3 火災を小さいうちに消すために、消火器を備える。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災報知機  
を設置しましょう

平成23年6月からすべ  
ての住宅に住宅用火災警  
報器の設置が義務化され  
ました。大切な命を守る  
ため、寝室など必ず設置  
をお願いします。

お年寄りや身体の不自  
由な人などの世帯で、取  
り付けが困難な場合は、  
消防職員が訪問して、取  
り付けをお手伝いします。

お気軽に消防本部へご  
連絡ください。

■問合せ 西条市消防本部予防課 TEL0897-56-0251

太陽光発電システムの  
訪問販売にご注意  
ください

市内で、太陽光発電の訪問販売、電話勧誘に関  
するトラブルが発生しています。

太陽光発電システムを購入される際には、特に  
次のことにご注意ください。

- 条件を満たせば国、西条市から補助金を受け  
られますが、補助金には上限額があります。  
(補助金で設置費全額をまかなうことはできません)
- 「もうすぐ補助金が無くなります」「現在、  
キャンペーン中です」などと説明し、契約を  
急がせる業者には注意が必要です。
- 複数の業者から見積もりを取り、比較するこ  
とが重要です。
- 施工方法、支払い方法など、細かい内容を確  
認しましょう。
- 一人で決めないで、ご家族と相談しましょう。
- 訪問販売で契約した場合は、契約書類を受け  
取った日から8日間はクーリングオフ(無条  
件で解除)することができます。

不安に感じたら下記にご相談ください。

■補助金に関する相談

市庁舎本館商工労政課  
産業政策係 TEL0897-52-1220

■契約、クーリングオフなどに関する相談

市庁舎本館市民生活課  
消費生活相談窓口 TEL0897-52-1495